



高齢者向け銀行実務について 成年後見制度への対応を中心に



保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史

masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

急速な高齢化の中で、認知症高齢者が増加しており、厚生労働省などの推計によれば、2010年には約208万人（65歳以上の高齢者に占める割合は7.2%）、2020年には約289万人（同8.4%）、2030年には約353万人（同10.2%）に達するとされている。

認知症などにより本人の意思能力が不十分な場合の対応である法定後見制度として、2000年に成年後見制度が導入され、家庭裁判所の審判による後見・保佐（従来の禁治産・準禁治産に対応）・補助（軽度の精神障害を有する者に対応するため新設）に加え、本人の判断能力低下前に、あらかじめ本人が後見人を公正証書により登記しておく任意後見制度も新設された。

生保会社では、1992年以降、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者が保険金等を受け取ることのできない意思能力喪失等の特別な事情がある場合に、保険契約者が被保険者と一定の関係を有する者からあらかじめ被保険者の同意を得た上で指定した指定代理請求人が、被保険者の代理人として保険金等を受け取ることができるという指定代理請求制度（生保会社の一部や損保会社においては、事前の被保険者の同意を得た上での保険契約者の指定を要しない代理請求制度）を導入している（詳細については小著「生損保の指定代理請求制度」、ジェrontロジージャナルNo10-018参照）。

本稿では、保険会社による対応の紹介について、銀行における認知症高齢者への対応などについて、成年後見制度への対応を中心に紹介することとした。

2—銀行での認知症高齢者への対応

1 | 成年後見制度導入前の実務

成年後見制度導入前の銀行実務のポイントは、

- ①預金者本人や家族から本人の意思能力減退の申し出があった場合や、外見上明らかに意思能力がないと判断される場合などを除き、原則として本人による預金引き出し請求を受け付ける

- ②預金者本人の入院や意思能力の減退などにより、本人による預金引き出しができないときは、家族による申し出であり、本人の意思能力に問題なく、本人の預金引き出し意思が確認できた場合には、家族からの請求を受け付ける。本人の意思能力が疑わしい場合には、配偶者からの、生活資金・入院資金など緊急かつ一定額以下の預金引き出し請求のみを受け付ける（本人の意思能力が疑わしい場合には、親族による引き出しは不可とする）
- ③意思能力が減退した預金者について、銀行から積極的な禁治産制度の勧奨は行わない（ただし、預金額がかなり高額の場合を除く）

である。

このような実務の根拠は、

- ①2000年の成年後見制度導入前は、家庭裁判所の宣告による禁治産制度があったが、禁治産者・準禁治産者の宣告を受けていない限り、（家族から意思能力減退の申し出があったとしても）、銀行としては預金者本人の預金引き出し請求を拒否できること（ただし、外見上明らかに意思能力がないと判断される場合は家族に連絡とされていた）
- ②本人による預金引き出しができないときで、家族が預金通帳と印鑑を持参して預金引き出し請求を行った場合には、銀行としては預金通帳と印鑑を照合し、かつ、善意（ある事實を知らなかつたこと。この場合、本人の意思能力が減退していると知らなかつたこと）であれば、引き出し請求に応じても、民法第478条の債権の準占有者（真の債権者としての外觀を有する者）に対する弁済の規定（※）により、リスクは少ない。一方、そもそも意思能力を欠く預金者の預金引き出しについては、預金引き出し自体が無効とされる懸念がある（家族などから本人意思能力減退について知らされていた場合は無効とされる懸念が高い）。そこで、預金者本人の意思能力に疑義があれば、銀行において確認の上、本人の意思能力に問題がなく、預金引き出し意志が確認できたケースにおいては（本人の代理人として）家族による引き出しを認め、本人の意思能力に問題があったケースにおいては、引き出し金額が日常の生活費、教育費、医療費などの範囲内であり、かつ配偶者からの請求であれば、民法第761条の日常家事債務についての夫婦間の連帶責任の規定により、預金引き出しを認めて、銀行のリスクは少ないと（金額や使途の個別確認が前提とされる）
- ③禁治産制度については、民法上、禁治産者は「心神喪失の常況にある者」と、準禁治産者は「心神耗弱者および浪費者」とされ、「財産を管理することが禁じられている者」という差別的な名称・取扱（1979年の民法改正前は聾者、啞者、盲者も準禁治産者とされていた）や、戸籍に記載される点などから禁治産制度の利用には抵抗があったこと

と考えられる。

また、面談などにより預金者本人の意思能力に問題がないと確認できた場合は、（意思能力の減退の前に）あらかじめ本人の代理人の選定などが行われていた（代理人設定に当たり、銀行のリスク回避の観点から、預金額に応じて預金者本人の推定法定相続人からの同意取り付けなども行われていた）。（※）民法第478条は、2004年の現代語化などの民法改正の際に、弁済者の「善意」要件に加え、それまでの判例・通説を受けて「無過失」要件が明文化された（2005年4月施行）。また、民法第478条による弁済者（この場合、銀行側）の免責（顧客側の損害負担）の例外として、2005年の預

金者保護法により、偽造カード・盜難カードによる預金引き出しなどについて、預金者の被害の一定の補償が行われるようになった（2006年2月施行）。

2 | 成年後見制度導入後の実務

成年後見制度の導入に当たり、銀行取引の反復継続性・大量性等に鑑み、法定後見開始の審判を受けたことをあらかじめ銀行に申告しておくことがトラブル防止等の観点から本人の保護に適うと認められるときは、プライバシー保護にも十分配慮しつつ、成年後見人等がその選任時に登記事項証明書を提示して申告をすることが望ましいとされた。

全国銀行協会では、各銀行における対応と留意事項等について「新しい成年後見制度に係る銀行実務上の対応について」（1999年12月20日）で取りまとめ、

- ・約款、契約書等への成年後見人等の届出に関する規定の新設
- ・届出書の様式の策定
- ・制度利用者への周知

について提言した。

成年後見人等の届出に関する規定の参考例としては、

- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、①および②と同様にお届けください。
- ④前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- ⑤前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

が示されており、現在、ほとんどの銀行で同様の規定が置かれているものと考えられる（たとえば、都市銀行5行のうち、法人を顧客とする1行を除き、ほぼ同様の内容が置かれている）。

届出書については、家庭裁判所による審判の内容（成年後見・保佐・補助・任意後見など）や取引の内容などを記載する書式が例示されており、届出に際しては、成年後見に係る登記事項証明書（家庭裁判所の審判書の写しでも可とされている。法定後見の種類、後見人などの氏名・住所、被後見人などの氏名・住所・本籍などを記載）、成年後見人の印鑑証明書などを添付するものとされている。

制度利用者への周知については、店頭ポスターやパンフレットによる成年後見制度を利用している顧客に対する届出勧奨が示されている。

実務上は、銀行において預金取引開始時に成年後見制度利用の有無を確認するものとされており、後日のトラブル防止のためにも、十分な確認が求められるとされている（なお、従来の禁治産制度においては、禁治産者の全ての法律行為が取り消しの対象となっていたが、成年後見制度においては、日用品の購入など日常生活に関する行為を取消しの対象から除外していることから、日用品の購入、電気・ガス等の公共料金の支払いに必要な少額の払戻しについては一般に取消権の行使を心配しなくてもよいとされた）。

成年後見制度の利用がない場合でも、社会福祉協議会の権利擁護事業（※）の適用を受けている場合には、社会福祉協議会の生活支援員が、預金者の代理人として預金の払戻しを行うことから、福祉サービス利用についての委任契約の確認など所定の手続きを行うものとされている。

（※）社会福祉協議会の権利擁護事業とは、成年後見制度を補完する制度として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分で、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい者（ただし、提供されるサービスの契約内容については判断しうる能力を有する者—厚生労働省が定めた契約締結判定ガイドラインにより、契約締結能力を判定—）向けに、都道府県・指定都市の社会福祉協議会が各種サービスを提供するもの。

東京都社会福祉協議会における実施内容は、福祉サービスの利用援助を基本サービスとし、オプションサービスとして日常的金銭管理サービスと書類等預かりサービスがあるとしている。

日常的金銭管理サービスは、生活支援員が年金・福祉手当の受け取り手続き、税金・社会保険料・公共料金・医療費・家賃等の支払い手続き、預貯金の払戻し、預入れなどを代行。

書類等預かりサービスでは、年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印、銀行印を預かり。

利用料は、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービスは1回1時間まで1,000円（通帳を預かる場合は1回1時間まで2,500円）、書類等預かりサービスは1カ月1,000円。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の2009年3月末の実利用者数は29,212人（在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を約33万9千人と推定すると、利用率は9%程度）、対応する基幹的社会福祉協議会は683か所、専門員は1,102人、生活支援員は11,860人。

預金者が成年後見制度や社会福祉協議会の権利擁護事業の適用を受けていない場合には、代理人による取引は意思能力がある場合を除き応じられないものの、前記の日常家事債務の連帶責任条項や入院費用を病院への振込扱いで対応するなど、緊急性・資金使途によりケース・バイ・ケースで対応するものとされている（なお、融資取引については預金取引以上に複雑な取引であることから、意思能力の確認にはさらに慎重を要するとされており、意思能力に疑義のある高齢者との融資取引は原則として謝絶とされている）。

さらに、十分に利用されていなかった禁治産制度に代えて、利用促進を目的に成年後見制度が導入され、一定の利用実績もあること〔家庭裁判所への後見開始の申立件数は、導入初年度の7,451件（2000年4月～2001年3月）から、近年では2008年22,532件、2009年22,983件、2010年24,905件（各年1月～12月）と、年間2万件を越えている〕から、預金者の家族から本人の意思能力減退の懸念について相談された場合には、銀行としても、親族に対し積極的に任意後見制度も含む法定後見制度の利用を勧めるべきとされている。

このほか、一部の銀行では、「成年後見制度取次ぎサービス」として、顧客の依頼により、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（※）の紹介を行っているケースもある。

（※）公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとは、司法書士が中心となって設立された、成年後見制度等の普及を目的とする団体。2010年に家庭裁判所に後見・補佐・補助開始の申立が行われ、認容された28,606件のうち、家族が成年後見人等に選任されたものが58.6%（配偶者が5.7%、親が4.4%、子が28.8%、兄弟姉妹が8.8%、その他親族が10.9%）、親族以外の第三者が

選任されたものが41.4%（弁護士が10.2%、司法書士が15.6%、社会福祉士が8.9%など）で、親族以外の第三者の選任が増加しており、親族以外の第三者中では、司法書士の占率が高くなっている。

3—後見制度支援信託の検討

2011年2月3日、信託協会は、後見人などによる成年後見制度の不正事例発生を踏まえ、最高裁判所事務総局家庭局、法務省民事局、信託協会の3者による検討を経て、信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援する「後見制度支援信託」を2011年4月より導入予定である旨プレスリリースした。

具体的には、家庭裁判所への後見開始の申立を前提に、家庭裁判所が当該ケースについて後見制度支援信託の利用が適していると判断した場合には、家庭裁判所の発行する「指示書」にもとづき、後見人が管理する預貯金口座を除き、金銭は元本補てん付の指定金銭信託として信託銀行等が管理するもの（本人の医療目的の支払いなどのため、後見人が管理する預貯金口座の残高が不足する場合には、後見人はそのつど家庭裁判所の指示書を得た上で、信託銀行等に支払請求）で、この信託を利用することで、本人の財産を安全・確実に保護するとともに、後見人の負担を軽減することも可能となるとされている。

このように、後見制度支援信託においては、信託財産からの支出に当たり、家庭裁判所の指示書が必要となることから、第三者による引き出しなど不正事例は発生しないとされている。

現在、信託協会のホームページでは、

「本件については、当初、以下のように4月より取扱い開始予定としておりましたが、その後、最高裁判所事務総局家庭局から関係団体との調整（※）に時間を要することとなったとの連絡があり、裁判所側の準備が調った後での取扱い開始となりました」

と説明されているが、最近の新聞報道では、2012年2月に制度開始予定とされている。

（※）「関係団体との調整」とは、たとえば日本弁護士連合会による、「今回提示された制度は信託契約を裁判所の指導で導入する制度として構築していると解ざるを得ず、そこでは財産の保全に主眼が置かれ、本人の権利擁護や身上監護が実質的に後退するのではないか、また、本人のための財産利用が抑制的になる、さらには、後見事件一般へ信託制度が波及し、後見業務が画一的な取扱いとなるのではないか等の懸念が生じている」との意見や、大阪弁護士会による「最高裁判所及び法務省は、親族後見人等の不祥事対策につき、専門職団体等との協議を早急に行い、適正な後見人の選定、後見人の権限の制約・縮小、後見監督制度の権限強化や体制の充実、家庭裁判所の人的体制の整備、行政機関による後見人等の相談・指導体制の構築等、成年後見制度における運用改善に直ちに取り組むとともに、必要な制度改正に向けた提案を行うべきである」との意見への対応を指すものと考えられる。成年後見センター・リーガルサポートからも後見制度支援信託に対し、本人意思の尊重などについての要望が行われている。

4—おわりに

認知症高齢者への対応について、生保会社においては、認知症などが発症する前にあらかじめ受取人の代理人を指定する指定代理請求制度により、「保険給付の確実な受取人への支払」を、銀行においては、成年後見人などが選任された場合の銀行への届出を規定化することにより、「決済を含む預金取引の安全性確保」を企図してきた。

近年では、銀行の本人の意思能力・判断能力確認がさらに厳格化され、一部の銀行などでは、複数の担当者の関与による対応・確認や、意思能力・判断能力が不十分とされた場合の多額の定期預金などの解約請求の保留なども行われているようである。

さらに、一部の銀行では、独自の取組として司法書士後見人の紹介を行ったり、新たな動きとして信託協会などによる後見制度支援信託の検討も行われている。

顧客にとっても、認知症が発症した場合に万一の場合の頼みの綱である保険金や将来に備えた年金等が受け取れないという事態を回避する指定代理請求制度や、成年後見人などが選任された場合の預金取引などの取扱を正しく理解した上で、たとえば保険契約や預金取引などの内容を一覧表にしてあらかじめ家族に示しておくなどの対応が重要となろう。

【参考文献】

- 下井敬一郎ほか「意思能力の乏しい高齢者との預金取引」(『近代セールス』1999年10月1日号26~35ページ)
全国銀行協会事務システム部「新しい成年後見制度に係る銀行実務上の対応について」(金融法務事情No.1570、2000年2月15日31~36ページ)
小林昭彦ほか『新成年後見制度の解説』(きんざい、2000年4月27日)
岡村英昭「意思能力に疑いのある高齢者との取引にはこう対応しよう」(『バンクビジネス』2002年5月1日号18~22ページ)
厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業について」(2005年3月31日、2010年11月26日第7次改正)、「平成21年度版厚生労働白書」
東京都社会福祉協議会ホームページ「地域福祉権利擁護事業」パンフレット
大野拓哉「『権利擁護事業』の法的基礎」(『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』第6号、2006年3月)
亀井洋一「高齢者取引におけるコンプライアンスと実務」(『地銀協月報』2009年9月号)
座談会「成年後見制度と地域金融機関のあり方?」(『銀行法務21』No.734、2011年9月号)
信託銀行ホームページ「後見制度支援信託について」
裁判所ホームページ「成年後見関係事件の概況」
日本弁護士連合会ホームページ「最高裁判所提案『後見制度支援信託』に関する意見書」(2011年3月27日)
大阪弁護士会ホームページ「最高裁判所提案の『後見制度支援信託』に関する意見書」(2011年3月2日)
成年後見センター・リーガルサポートホームページ「『後見制度支援信託』について」(2011年3月10日)
各銀行ホームページ